二　住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

第六条に次のただし書を加える。

ただし、新たに設立された事業所にあつては、第七号から第十七号までの事項については、調査を行わない。

第六条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十八号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニを削り、ホをハとし、ハの次に次の二号を加える。

ニ　年初及び年末商品手持額

ホ　年間商品仕入額

第六条中第十八号を第十七号とする。

第八条中「経済産業大臣が指定する企業」を「二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体」に改め、「属する調査事業所」の下に「（新たに第九条に規定する準備調査により把握された事業所を除く。）」を加える。

第九条第一項中「商業準備調査名簿」を「準備調査により作成された名簿」に改め、「（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定地域（東日本大震災の影響により商業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）については、経済産業大臣が準備調査名簿を作成するものとする。

第十条第一項ただし書中「ただし、」の下に「指定地域内にある事業所（本社等一括調査企業に属する事業所を除く。）及び」を、「経済産業大臣が」の下に「それぞれ指定地域内にある事業所の報告義務者又は」を加え、同条第二項中「市町村長に、」を「市町村長にその旨を申し出て、配布を受けなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者及び」に改める。

第十一条第一項ただし書中「ただし、」の下に「指定地域内にある事業所の報告義務者及び」を加え、「記名した上、これを本社等一括調査企業の有する調査事業所が二十以上の都道府県にまたがる場合は経済産業大臣に対し、十九以下の都道府県にまたがる場合は当該本社等一括調査企業の本社の所在地を管轄する都道府県知事に対し、それぞれの定める日までに提出しなければならない。」を「これに記名して、経済産業大臣の定める日までに経済産業大臣に提出しなければならない。」に改め、同条に次の一項を加える。

3　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して調査事業所の報告義務者が調査票を提出する場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は、適用しない。

第十二条第一項中「東京都内の区のある地域では区。」を「特別区を含む。」に改め、「準備調査名簿については、その写し一部を作成して保存し、準備調査名簿及び調査票各一部を」を削る。

第十二条の二を削る。

第十三条第一項中「準備調査名簿」の下に「及び調査票」を加え、「その写し一部を作成して保存し、調査の期日以後六月以内に、準備調査名簿一部を」を削り、「経済産業大臣に」の下に「対しその定める期限までに」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　経済産業大臣は、前項の規定により提出された準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び同項の規定により提出された調査票の内容を記録した電磁的記録を作成し、当該準備調査名簿及び調査票に記載された調査事業所の所在地を管轄する都道府県知事に送付する。

第十三条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、前項の規定により送付された準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を市町村別に整理した上、保存し、当該準備調査名簿に記載された調査事業所の所在地を管轄する市町村長に送付しなければならない。

第十三条の二の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録」に改め、同条第二項を削る。

第十三条の三から第十三条の五までを削る。

第十四条第三項中「及び第二項」を削り、同条第四項を削る。

第二十条中「及びフレキシブルディスクから打ち出した調査票並びにこれらを収録した磁気テープ」を削る。

第二十二条第一項中「並びに都道府県知事及び市町村長の保存する準備調査名簿の写しの保存期間は各五年とし、経済産業大臣の保存する」を「及び」に改め、「、フレキシブルディスクから打ち出した調査票及びフレキシブルディスク」を削り、同条第二項中「都道府県知事」の上に「都道府県知事及び市町村長の保存する準備調査名簿を収録した電磁的記録並びに」を加え、「審査調査票」を「調査票」に、「磁気テープ」を「電磁的記録」に改め、「、フレキシブルディスクから打ち出した調査票」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成二十六年に実施する商業調査（以下「平成二十六年調査」という。）においては、統計法第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査と共通の準備調査名簿及び調査票様式を用いて同時に実施することとする。

3　平成二十六年調査においては、経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）第十五条第三項の規定により都道府県知事が総務大臣に提出した調査票（同規則第十五条第一項の規定により統計調査員が取集した調査票に限る。）及び調査区内事業所名簿その他の関係書類は、この省令による改正後の商業統計調査規則第十三条第一項の規定により経済産業大臣に提出した調査票及び準備調査名簿とみなす。

4　前項の規定により経済産業大臣に提出したものとみなされた調査票及び準備調査名簿については、この省令による改正後の商業統計調査規則第二十二条第一項の規定は、適用しない。

○経済産業省令第二十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令

特定サービス産業実態調査規則（昭和四十九年通商産業省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（警戒区域等にあるものを除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表第一に掲げる業種に属する企業及び別表第二に掲げる業種に属する事業所であつても、次項に規定する警戒区域等にあるもの（避難解除等区域（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域をいう。）にあるものを除く。）については、この限りでない。

第四条第二項中「前項」の下に「ただし書」を加える。

第八条を削る。

第九条第一項中「又は調査事業所の所在地を管轄する都道府県知事がその」を「がその報告義務者又は一括調査企業の」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「調査企業の報告義務者」を「報告義務者又は一括調査企業の報告義務者」に改め、「経済産業大臣に、調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、その所在地を管轄する都道府県知事に、一括調査企業の報告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、」を削り、同条を第八条とする。

第十条第一項中「調査企業の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第九条とする。

第十一条を削る。

第十一条の二中「第十条第三項」を「第九条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第十一条の三を第十条の二とする。

第十一条の四中「第十一条の二」を「第十条」に改め、同条を第十条の三とする。

第十一条の五中「第十一条の二」を「第十条」に改め、同条を第十条の四とする。

第十二条から第十六条を削り、第十七条を第十一条とし、第十八条を第十二条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する特定サービス産業実態調査については、なお従前の例による。